



知的財産制度の経済分析

中川, 博満

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

2005-03-25

(Date of Publication)

2013-01-18

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3317

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003317>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 27 】

氏 名・(本 籍)	中川 博満	(大阪府)
博士の専攻分野の名称	博士(経済学)	
学 位 記 番 号	博い第85号	
学位授与の 要 件	学位規則第5条第1項該当	
学位授与の 日 付	平成17年3月25日	

【 学位論文題目 】

知的財産制度の経済分析

審 査 委 員

主 査	教 授	萩原 泰治
	教 授	田中 康秀
	教 授	大谷 一博

中川博満氏学位請求論文審査報告要旨

論文題目 「知的財産制度の経済分析」

論文内容の要旨

本論文は、特許を代表とする知的財産制度が、技術の進歩にどのように貢献しているかという問題を実証的に分析したものである。

第1章「研究の概要と目的、課題」では本論文の概要を述べ、第2章「知的財産制度の経済分析に関連する先行研究」ではサーベイを行っている。

第3章「技術革新・市場・特許の関係を示す事例研究」では、移动通信技術を取り上げ、著者の実務経験も踏まえて、技術と市場の発展の関係を検討した。市場における成長より10年ないし20年先行してNTT(当時の電信電話公社)により基本特許が取得されたが、移动通信市場の発展期には当該特許の特許期間は終了しており、当該特許自身から利益を享受することは出来なかった。基本特許の公開により社会に共通な技術となり電機メーカーなどに知識がスピルオーバーし、派生した技術革新が特許化され、また市場の発展に貢献した。特許の専有可能性による利益は基本特許によってではなく、NTTを含めた多くの企業による派生した発明を基にした特許によって実現したとの結論が得られた。

第4章「技術の利用と専有」では、特許の専有範囲を明確に画することが困難であるという「特許の失敗」を提示し、迂回特許が不可避であり特許による発明の専有可能性はむしろ低いことを示した。すべての特許が先行する特許の派生的な発明であることから、特許を狭い範囲で解釈することが望ましいと結論づけた。

第5章「特許企業の分布と特許性向」では、特許出願数に関する企業規模分布を分析した。規模分布は全体としてはパレート分布に従うが、特許件数の多い企業と100件前後の特許件数の企業がそこからややはずれていることを示し、技術革新の担い手が小企業であるか大企業であるかというシェンペーター仮説に関して、その両者が存在することを明らかにした。日米比較においては、パレート分布を基準とすると、日本は特許件数の多い企業に、米国は特許件数の少ない企業に偏る傾向があること、1992年から2001年にかけて両国の分布は収斂する方向にあることを示した。

第6章「R&Dと企業パフォーマンス」と第7章「特許と企業パフォーマンス」では、電気機械産業と医薬品産業について売上高上位9社を対象とし、研究開発、特許出願、特許取得という技術開発活動の指標と、売上高、営業利益という企業パフォーマンスの指標の関係を分析した。第6章では、数年間を単位として、より多くR&D投資を行った企業は市場パフォーマンスを向上させるという仮説を検討し、R&Dは、電気機械

産業では売上高と高い正の相関があるが営業利益との間には相関が見出せないこと、医薬品産業では営業利益の間に高い正の相関があるが売上高との間には相関が見出せないことを示した。

第7章では、特許出願数と特許登録数の市場パフォーマンスとの関係を検討した。特許出願数に関しては、電気機械産業では売上高と正の相関があるが営業利益と相関がないこと、医薬品産業では営業利益と正の相関があるが売上高と相関がないことが示された。出願時点を基準とする特許登録数については、出願数と同じ傾向があるけれども有意ではなかった。登録時点を基準とする特許登録数については、医薬品産業における営業利益とのみ有意な相関があることが示された。

電気機械産業では売上高、医薬品産業では営業利益がR&Dや特許出願数と相関を示した理由としては、市場と技術に関する両者の性格の違いによることを指摘している。即ち、電気機械産業においては技術革新が市場規模の拡大に貢献し、シェアの獲得に貢献するが、競争企業は代替製品を開発し、競争が継続することにより大きな超過利潤が発生しない。一方、医薬品産業では代替製品の開発が困難であり、独占的な立場を維持しやすいためである。

R&Dと特許出願が経済的な成果に対する影響において同じ傾向を示したことは、特許の出願が研究開発活動の成果であることから妥当な結果であるといえる。しかし、技術の専有は特許の出願ではなく、特許の登録により実現できる。特許の登録数と経済的な成果との間に有意な関係が見出せなかったことは、特許が技術の専有手段として必ずしも有効に機能していないことを示している。

第8章「企業から見た特許制度」では、過去に科学政策研究所、日本弁理士会などにより実施されたアンケート調査結果を比較することにより、特許制度のあり方を検討した。日本企業は、技術革新の専有手段としての特許を米国に比べて比較的高く評価している。これは、日本企業が特許取得により利益を挙げられることを意味しているのではなく、特許の存在により競争企業が代替的な技術を開発するため、米国に比べて狭い範囲でしか保護されていない特許はその範囲で技術革新を専有していることを意味していると論じている。

第9章「研究のまとめと今後の課題」では、第7章で示された特許化された技術の専有が必ずしも製品市場の専有につながらないことについて、技術の補完性と技術の代替性により説明している。個別技術だけで製品を完成することができず、多くの補完的な技術が組み合わせられて完成させることができるという技術の補完性と、比較的容易に迂回特許が可能であるという技術の代替性の二つの要因が電気機械産業には存在し、医薬品産業にはあまりないことが両産業の違いを生み出していると論じている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、特許を中心とする日本の知的財産制度について、事例研究、計量分析を通じて、技術の進歩にどのように貢献しているかを分析した。本論文の主たる貢献は以下の3点に認めることができる。

1. 技術の発展と市場の発展に時間的なずれがあり、また技術の範囲の特許出願書類における文章や図面で厳密に定義することができずに迂回特許の余地が生じるため、特許による技術の専有可能性には限界があることを示したこと。
2. 特許件数に関する規模分布の分析を通じて、技術革新の担い手として小企業と大企業がともに存在することを示したこと。
3. 電気機械産業と医薬品産業で専有可能性の程度が異なり、またその経済的影響も異なることを示したこと。

本論文の提出者になお求められるのは以下の点である。

1. 最終章で、特許のライセンス促進政策を推奨しているが、その効果と影響をさらに分析すること。
2. 電気機械、医薬品産業の分析により産業間で特許制度の果たす役割が異なることが示されたが、これら以外の産業及び諸外国での分析を行い、より一般的なものにすること。
3. 特許の規模分布に関する実証分析をさらに進めて、規模分布が変化する要因を明らかにすること。

しかしこれら三つの課題は、本論文提出者の今後の研究によって果たされるべきものであり、それらによって本論文の意義と貢献がいささかも損なわれるものではない。

以上を総合して、下名審査委員は一致して、本論文の提出者が博士（経済学）の学位を授与されるに十分な資格をもつものと判定する。

平成 17 年 3 月 8 日

審査委員 主査 教授 萩原泰治 (

教授 田中康秀 (

教授 大谷一博 (